

中央家畜衛生通信

第107号 令和7年10月発行 岩手県中央家畜保健衛生所・岩手県中央家畜衛生協議会

目 次

・牛のさまざまな皮膚病変 ～違いを見分けられますか？～	1
・ランピースキン病の防疫対策が変わります	2
・高病原性鳥インフルエンザの発生リスクを減らすために	3
・令和7年度中央家畜保健衛生所組織体制及び担当業務	4
・中央家畜衛生通信に寄せて	4

牛のさまざまな皮膚病変 ～違いを見分けられますか？～

病性鑑定課

牛の皮膚病の中でも、ランピースキン病は、ウイルスによって引き起こされ、国内で発生した場合、法令に基づいた迅速な防疫措置を必要とする重要な疾病です。一方、牛の皮膚病の原因は様々であり、ランピースキン病と鑑別が困難な場合があります。今回は、ランピースキン病とその他の主要な皮膚病を比較します。以下の写真について、疾病名を1～4から選択してください。解答は次のページです。

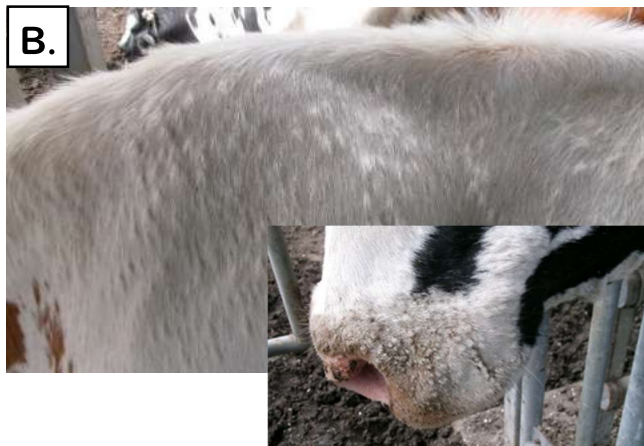
疾病名

- | | |
|------------------|--------------|
| 1. 好酸球性皮膚炎 | 2. ランピースキン病 |
| 3. 牛伝染性リンパ腫（皮膚型） | 4. デルマトフィルス症 |

A.



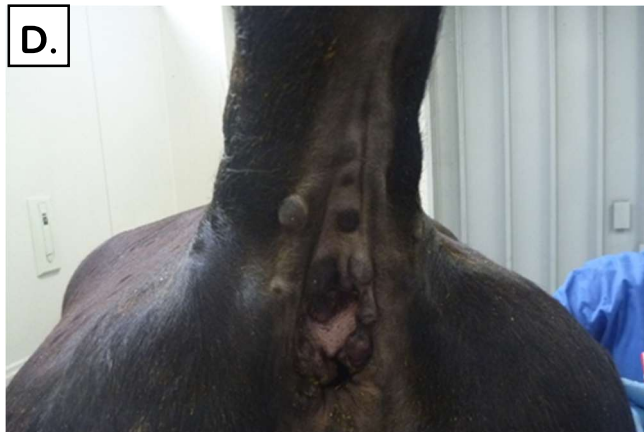
B.



C.



D.



解答

- A. ランピースキン病（福岡県発生事例） B. デルマトフィルス症（R6 年当県発生事例）
C. 好酸球性皮膚炎（R7 年当県発生事例） D. 牛伝染性リンパ腫（皮膚型）（H27 年当県発生事例）

いかがでしたか？正解しましたでしょうか。

実感されたと思いますが、各疾病を見ただけで鑑別することは非常に難しく、疫学調査や精密検査が必要です。下表にランピースキン病及びその類似疾病の特徴を示します。

ランピースキン病のまん延防止には、異常の早期発見が何よりも重要です。皮膚病変を発見し、本病を否定できない場合はすぐに家畜保健衛生所へ通報してください！

疾患名	疫学的背景	病原体（原因）	皮膚病変の分布	皮膚病変のようす（鑑別点）
ランピースキン病	吸血昆虫媒介 発熱	ウイルス（ランピースキン病ウイルス）	頸部 背部 四肢 外陰部	硬結性結節 壊死 潰瘍 痂皮 癒痕形成
牛乳頭腫症	若齢牛に多く、自然治癒することもある	ウイルス（牛パピローマウイルス）	頭部 頸部 四肢 体幹	乳頭状腫瘤 皮膚結節
デルマトフィルス症	湿潤環境、接触感染や吸血昆虫	細菌（ <i>Dermatophilus congolensis</i> ）	背部 頸部 体幹 四肢	落屑化し剥離 盤状に脱落
牛バエ幼虫症	春～夏にかけて発生	寄生虫性（牛バエ）	背部 腰部 臀部	中央に穴のある皮下腫瘍
ワヒ病	ストレス下で発生	寄生虫性（糸状虫）	体幹 四肢 皮下組織	脱毛 皮膚肥厚 丘疹 結節 激しい掻痒 象皮様変化
アレルギー性皮膚炎（好酸球性皮膚炎）	飼料変更や環境アレルギーに反応	非感染性（アレルギー）	全身 接触部位	丘疹 紅斑 掻痒 痂皮 脱毛
牛伝染性リンパ腫（皮膚型）	単発	非感染性（リンパ球の腫瘍化）	全身	丘疹 脱毛 退縮

ランピースキン病の防疫対策が変わります

大家畜課

ランピースキン病は、皮膚の結節や水腫、発熱を特徴とする経済的な被害の大きい疾病であり、牛の移動とベクター（蚊、サシバエ、ヌカカ、マダニ等の吸血昆虫）により伝播し、近年、アジア諸国で発生が相次ぎ、令和6年11月に日本で初めて発生が確認されました。今般、**口蹄疫のように、殺処分命令が講じられる法定伝染病と同程度の措置を講じる**ことができるよう制定した政令が施行され、防疫対策要領の一部も改正されました。

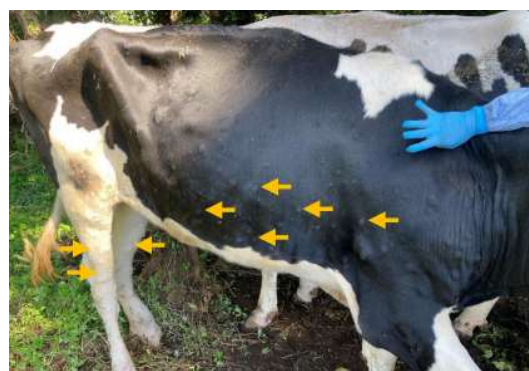
1 防疫対策の基本的な考え方

- ① 発症牛の早期発見と隔離 ② 移動の制限
③ 患畜・疑似患畜の殺処分

このほか、ワクチン接種等の総合的な防疫対策によって、本病の発生及び感染拡大を効率的かつ効果的に防止し、清浄化を図ります。

2 本病の症状

皮膚の結節（全身性） 発熱 鼻汁
泌乳量の低下 リンパ節の腫大



発症牛の皮膚病変（農林水産省HPより）

上記のような症状が見られた場合は、

直ちにかかりつけ獣医師または家畜保健衛生所に通報してください。

3 検査とまん延防止対策

（1）検査及び患畜等の殺処分

- ① 遺伝子検査（県が実施）で陽性 → 疑似患畜
② ウイルス分離検査（国が実施）で陽性 → 患畜

14日以内に殺処分

(2) 移動制限

- ① 発生農場：殺処分完了から28日間またはワクチン接種21日間を経過するまで
- ② 周辺農場：発生農場から半径5km以内、①の接種完了から21日間

(3) ワクチン接種

発生農場と周辺農場 →緊急接種（義務）

※予防的接種は原則実施しない（種畜、動物園の牛は除く）。

本病の予防には、吸血昆虫（蚊、ハエ、ダニ等）対策も重要です。

十分な堆肥発酵や農場殺虫剤散布等、来夏に向けて冬場からの対策をお願いします。

高病原性鳥インフルエンザの発生リスクを減らすために

中小家畜課

令和6年シーズンの家きん農場における高病原性鳥インフルエンザ（以下、HPAI）の発生は、令和6年10月17日に国内1例目が確認され、以降、令和7年2月1日（終息）までに14道県51事例の発生があり、まん延防止のため約932万羽の家きんが殺処分となりました。1月には、とりわけ特定地域に集中した発生が目立ち、同月としては過去最多となる34事例が報告されました。本県でも5事例の発生が確認されました。

今（令和7年）シーズンは、韓国において9月12日に京畿道坡州市の鶏養場でHPAIの発生が確認され、昨シーズンの韓国での初発（令和6年10月30日）と比較して、1か月以上早い発生となっています（図1）。

国内においても、既に、北海道に渡り鳥の飛来が確認されていることから、本病の家きん農場への侵入及び発生防止に万全を期すよう、引き続き、対策をお願いします。



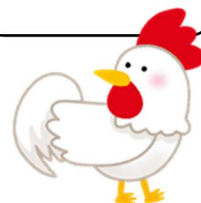
図1 韓国の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ発生状況（令和7年9月13日時点）

● 発生リスクを減らすために（防疫対策徹底のポイント）

渡り鳥の飛来が本格化する前に家きん舎の点検、破損修繕や野生動物の誘因防止対策等を実施し、10月から翌年5月までは防疫体制を強化しましょう。

- 1 毎日健康観察を行い、異状確認時には当所へ直ちに通報
- 2 野鳥の誘因防止として、次の対策の実施
 - ▶ 防鳥ネットや農場周辺にあるため池の水抜き、忌避テープの設置等による飛来防止
 - ▶ 死亡鶏・卵の適切な処理
 - ▶ 畜舎周囲の整理・整頓
- 3 小型の野生動物等が家きん舎に侵入しないよう、家きん舎の内部及び外部から点検を行い、破損箇所や開口部の隙間は速やかな補修を行うこと
- 4 飼養衛生管理区域及び家きん舎へ出入りの際は、車両の消毒及び長靴・衣服等の交換を必ず行うこと
- 5 消石灰散布等により、農場周辺の消毒を定期的に実施すること
- 6 農場関係者は、他の農場への不要不急の出入りを控えること

本病の発生を予防するため、
農場におけるウイルス侵入防止対策を徹底しましょう！



令和7年度中央家畜保健衛生所組織体制及び担当業務

所長		
長谷川 和弘		
次長（総括担当）		次長（病性鑑定担当）
八重樫 岳司		田村 貴
大家畜課	中小家畜課	病性鑑定課
課長 佐々木 悠佳	課長 大山 貴行	課長 千葉 由純
防疫担当	家さん・蜜蜂担当	伝染病診断担当
（総括）上席獣医師 澤田 徳子 獣医師 倉澤 広樹 獣医師 太田 実穂 獣医師 今松 千響 獣医師 上原 さき	（総括）主査獣医師 木村 裕子 主事 堀間 美伽 豚・めん山羊担当 主任獣医師 山下 裕紀 獣医師 高井 雄也	（総括）主査獣医師 五嶋 祐介 獣医師 鈴鹿 弘顕 獣医師 竹内 翔子
衛生担当	総務・安全管理担当	病態診断担当
主査獣医師 門田 君江 主任獣医師 千葉 恵美	（総括）主査 平賀 光子	獣医師 嶽間澤 直弥
宮古農林振興センター勤務 主任獣医師 竹下 愛子		
○牛、馬における 伝染性疾病の防疫、病性鑑定、定期報告、飼養衛生管理基準遵守指導、生産性向上対策 ○種雄牛の衛生検査 ○放牧衛生 ○牛の異常産発生予察 ○牛伝染性リンパ腫伝播防止対策 ○牛の農場 HACCP 支援 ○放射性物質に関すること	○豚、めん山羊、鶏、蜜蜂における 伝染性疾病の防疫、病性鑑定、定期報告、飼養衛生管理基準遵守指導、生産性向上対策 ○種雄豚の衛生検査 ○中小家畜の農場 HACCP 支援 ○流通飼料、自給飼料の安全性確保 ○動物薬事、獣医事	○家畜伝染病診断、病態診断に係る精密検査（ウイルス・細菌・病理・生化学） ○家畜伝染病の診断技術研修 ○家畜伝染病診断、病態診断に係る試験調査 ○BSE 検査 ○検査の信頼性確保（GLP）に関すること

※下線の職員は今年度転入者

中央家畜衛生通信に寄せて

所長 長谷川和弘

10月に入ってようやく夏の猛暑も去り、秋も深まってまいりました。今夏の高温湯水に対しましては、畜産関係者におかれましても大変な御苦労をされたことと拝察いたします。

さて、農業振興上の指標の一つである本県農業産出額は、令和5年において過去20年間で最高額となる2,975億円に上り、そのうち畜産部門は1,975億円と2/3を占めており、本県における畜産は、重要な基幹産業の一つとなっているところです。このため、畜産業に重大な損害を与える、豚熱や高病原性鳥インフルエンザなどの特定家畜伝染病等への適切な対応は、地域経済を維持・発展させる上で、重要な課題となっています。

中央家畜保健衛生所では、家畜防疫・家畜衛生の推進を通じて畜産経営の安定・発展のお手伝いができればと考えていますので、引き続き当所の業務推進に御理解と御協力をお願いいたします。

< お問い合わせ先 >

○岩手県中央家畜保健衛生所

電話：019-688-4111 / FAX：019-688-4012

ホームページ：http://www.pref.iwate.jp/nougyou/desaki/chuuou/index.html

または「岩手県中央家畜保健衛生所」で検索してください

○沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター

電話：0193-64-2214 / FAX：0193-64-5631

○岩手県中央家畜衛生協議会

電話・FAX：019-688-4015